

第1回 前受金役務利用検討会
議事要旨

日時：令和8年2月13日（金）13時30分～15時30分
場所：経済産業省別館8階834会議室

出席者：

小塚座長、川野委員、齊木委員、佐久間委員、杉山委員

オブザーバー：

吉川 雅之 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 専務理事

議題：

1. 開会
2. 検討会設置の趣旨、目的
3. 座長互選
4. 事務局説明
5. 業界団体（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）説明
6. 質疑
7. 次回（第2回）検討会について

議事要旨：

事務局・オブザーバー説明後、質疑・意見交換を実施。

委員からの主な確認事項・意見は、下記のとおり。

【確認事項】

- 現行の監督の基本方針において明示的に認められていない旅行についても、新たに追加する役務の対象となるのか。
（事務局回答）全日本冠婚葬祭互助協会から説明があった交流斡旋事業の一つとして考えられる。なお、新役務は関係法令の遵守を前提として前受金の利用を行うものとなる。
- 消費者ニーズは、具体的にはどのように確認することになるのか。
（事務局回答）マーケティング調査を行うことや、会員からの要望をヒアリングすることなども考えられる。

【意見】

- 新役務の提供にあたって委託先を利用する場合、消費者被害を未然に防ぐ観点からも慎重に選定することが必要。そのためにも業界として自主ルールを設けるべき。
- 互助会契約は、主に指定役務の提供を受けるために行われている。新役務の利用に会員が多額な使用を行った場合、指定役務のために用意した前受金が、会員の想定外に

不足するおそれがある。前受金の使用状況を本人、家族が認識できる仕組みの構築が望ましい。

- ▶ 今回の役務の追加に関しては、大きな転換点と認識し、通常の会報誌による周知だけでなく、既存会員への個別周知を行い、注意事項と合わせて通知を行うことが望ましい。
- ▶ 互助会契約はインフレに強いが、葬儀等以外の役務についてもインフレに強いと言い切れるか。価格上昇の場面での対応を検討しておくべき。
- ▶ 多様な新役務提供が困難である小規模互助会の対応について、業界全体でフォローを行う必要がある。
- ▶ 追加役務のうち、業界として提供してはならないとする役務はあるのか。その様な役務がある場合は、個別に検討、周知していくべき。
- ▶ 苦情・相談について、業界として窓口を設け情報を共有し、役務の充実につなげていく必要がある。
- ▶ 新役務追加により、互助会の販売員等に対して、過剰な負荷を与えることがないように配慮を求める。
- ▶ 互助会との契約を、金融機関と同様に利息が付される契約と誤認されている面がある。契約の際に重要項目について個別に確認を行う事業者もあり、そうした優良事例を水平展開するなど、誤認されない方策を講じるべき。
- ▶ 定型約款変更（民法第 548 条の 4 第 1 項）の解釈について、1 号又は 2 号による枠組みでビジネス上の合理性を読み込むという整理ではないか。

座長より、本日の議論を踏まえ以下の発言があった。

- ▶ 新役務については、追加する方向で異論はなかったとの認識。
- ▶ 互助会が新役務として提供する役務は、会員、地域ニーズを踏まえるものとして整理するのが望ましい。
- ▶ 法令遵守体制を整えることを含めて、消費者の不利益やリスクを生まないような体制が必要。また、互助会の使命に反しないという視点に沿って監督の基本方針を修正することにより、業界は自主ルールを策定することが容易となると考える。
- ▶ 新役務に関して、既存会員への周知、説明は十分に行う事とする。併せて会員の家族等とのコミュニケーション方法についても、業界として、検討を行う必要がある。

以 上